

賃金引上げ応援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、新たに従業員の賃金引上げを実施した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において賃金引上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することとし、その支給に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「賃上げ実施日」とは、令和8年4月1日から令和9年3月19日までの期間内において、従業員について賃金引上げ後の給与を初めて支給した日をいう。
- (2)「従業員」とは、常時雇用する従業員（雇用契約が無期または1年以上であり、フルタイムで従事する者（短時間勤務正社員を含む））及びパートタイム労働者（雇用契約が1年以上であり、週所定労働時間が20時間以上で従事する者）をいう。なお、試用又は見習い期間中の者を含む。

(支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1)県内に事業所を有し、常時雇用する従業員が1名以上の中小企業等（別表1に定める者）
- (2)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (3)県税の滞納がないこと。
- (4)法の規定を遵守していること。

(支給要件)

第4条 奨励金の支給要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 奨励金の対象となる従業員は、前条に規定する支給対象事業者と雇用契約を締結した者で、県内の事業所に勤務していること。
- (2) 賃上げ実施日において、所定内賃金の支給額を前月分（初任給の場合は採用時に提示した額）より、別表2に定める定期昇給分を除く賃上げ率以上引上げられており、奨励金の対象となる常時雇用する従業員の平均が4.0%以上引上げられていること。
- (3) 働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画を策定すること。

(支給額)

第5条 奨励金の支給額は、対象となる従業員1人当たり別表2に定める金額とし、一支給対象事業者に対し300万円を上限とする。

(支給の申請)

第6条 奨励金の支給を希望する事業者は、令和9年3月19日までに、賃金引上げ応援奨励金支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

- (1) 誓約書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 就労要件を満たす従業員であることが確認できる書類
- (3) 賃金の引上げが確認できる書類
- (4) 働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画（別記第1号様式別紙2）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、賃金引上げ応援奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により、申請書を提出した事業者に対し通知するも

のとする。

(奨励金の支給)

第8条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第5条に規定する奨励金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第9条 申請書を提出した事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

(1)虚偽の申請をした場合

(2)対象事業者が、第3条のいずれかに該当しない事実が判明した場合

(3)前各号に掲げる場合のほか、奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 奨励金を支給しないことと決定したときは、賃金引上げ応援奨励金不支給決定通知書(別記第3号様式)により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、賃金引上げ応援奨励金支給決定取消・返還通知書(別記第4号様式)により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人及び中小企業団体等（任意団体等を含む）	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

別表 2 (第 4、5 条関係)

奨励金の対象となる従業員	支給要件 (定期昇給分を除く賃上げ率)	支給額 (1 人当たり)
常時雇用する従業員（雇用契約が無期または 1 年以上であり、フルタイムで従事する者（短時間勤務正社員を含む））	2. 0%以上	50,000 円
	4. 0%以上	100,000 円
	6. 0%以上	150,000 円
パートタイム労働者（雇用契約が 1 年以上であり、週所定労働時間が 20 時間以上で従事する者）	4. 0%以上	50,000 円

賃金引上げ応援奨励金支給申請書

令和 年 月 日

山口県知事様

〒

所在地

名称

代表者職・氏名

賃金引上げ応援奨励金の支給を受けたいので、賃金引上げ応援奨励金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

支給申請額	円		
支給対象従業員数 【上限300万円】	○常時雇用する者（フルタイムパート、短時間正社員含む）		
	賃上げ率2.0%以上：	___人 × 50,000円 =	_____円
	賃上げ率4.0%以上：	___人 × 100,000円 =	_____円
	賃上げ率6.0%以上：	___人 × 150,000円 =	_____円
	○パート労働者（週20時間以上）		
	賃上げ率4.0%以上：	___人 × 50,000円 =	_____円
従業員数	常時雇用_____人、パート_____人		
過去1年間における労働関係法令に違反する重大な事実		有 ・ 無	
振込先	金融機関名・支店名	_____	
	口座種類	普通 ・ 当座	
	口座番号	_____	
	(フリガナ) 口座名義人	_____	
連絡窓口	担当者	_____	
	電話	_____	F A X _____
	メールアドレス	_____	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(添付書類)

- ・募集要項に記載している書類一式

年 月 日

山口県知事 様

所在地 〒

名称

代表者氏名

誓 約 書

私は、賃金引上げ応援奨励金支給要綱第 6 条の申請に際して、以下のことを誓約します。

- ① 支給要件を全て満たします。申請内容に偽りがある場合、奨励金を返還します。
- ② 賃上げを実施した従業員については、賃上げ実施日後 1 年間は、賃金を引き下げることなく雇用します。
- ③ 過去 1 年間に、重大な法令違反等はありません。
- ④ 県税を滞納していません。
- ⑤ 本申請にあたり、入力事項や証拠書類等に不正や虚偽の記載はありません。
- ⑥ 本申請にあたり、支給要件等を確認するために県が必要と認める場合は、事業所等への状況確認、書面提出等に協力します。
- ⑦ 不正が判明した場合には、速やかに奨励金を返還します。

働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画

法人名：株式会社〇〇〇〇

代表者：〇〇〇〇

策定日付：令和 年 月 日

○雇用環境に関する状況（ア）

項目	数値	数値の算出方法
平均勤続年数	年	現時点の労働者ごとの勤続年数の合計／労働者数
月平均の時間外労働時間	時間	前事業年度の労働者ごとの時間外労働時間の年間合計／労働者数／12月
有給休暇の平均取得日数	日	前事業年度の労働者ごとの有給休暇取得日数の合計／労働者数
育児休業取得状況(男性)	人／人	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数
育児休業取得状況(女性)	人／人	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数

○賃金見直し、成長支援に関する取組の実施状況（イ）

計画的賃上げに資する制度	人事評価制度	自社研修、自己啓発支援	1 on 1、メンター制度	表彰制度、称賛し合う取組	社内公募制度
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

自社の現状や働き方環境セルフチェックの結果（別添のとおり）を踏まえ、働きやすい職場環境づくりのため以下の取組を行います。

1 現状分析（課題や自社の強み）

雇用環境：
賃金見直し・成長支援：

※上記のア、イに関連して、それぞれ1つ以上、設定すること。

2 行動計画

目標（雇用環境）：
目標（賃金見直し・成長支援）：
具体的な対策（雇用環境）：
具体的な対策（賃金見直し・成長支援）：
行動計画の周知方法：

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

賃金引上げ応援奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった賃金引上げ応援奨励金については、次のとおり支給を決定したので、賃金引上げ応援奨励金支給要綱第7条の規定により通知します。

1 支給額

金 円

2 支払方法

申請書記載の口座へ振込

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

賃金引上げ応援奨励金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった賃金引上げ応援奨励金については、次の理由により奨励金を支給しないことに決定しましたので、賃金引上げ応援奨励金支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 支給しない理由

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

山口県知事

賃金引上げ応援奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付で支給決定した賃金引上げ応援奨励金については、次の理由により支給決定を取り消すので、賃金引上げ応援奨励金支給要綱第10条の規定により通知します。

については、支給した奨励金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。